

第8回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年11月9日(金) 15時から17時10分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員 (欠席)	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

報告第3号 農地転用に係る許可不要届について

議案第1号 平成30年11月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (県知事処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (県知事処分)

議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

神本 明彦 委員、 倉掛 喜人 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成30年度第8回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、4番 川波委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願ひします。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席お願ひします。</p> <p>次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。15番 神本委員と16番 倉掛委員にお願いします。</p>
事務局	<p>よろしくお願ひします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号12を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>

事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)</p> <p>以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。 報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、上記について次のとおり提出する。 本日付 会長名でございます。理由 農地転用許可不要届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第3号 番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 a u携帯電話アンテナを建設する計画となっています。工事期間については、概ね平成31年5月末完了とのことです。区長、水利委員、担当農業委員からの承諾については添付の承諾書にて確認しております。以上ご報告申しあげます。</p>
議長	<p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第3号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成30年11月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお開きください。 議案第1号 平成30年11月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求めます。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第1号 平成30年11月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員賛成)
議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。
事務局	(番号1を読みあげる) 場所につきましては、別紙の配置図4ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読みあげる) 場所につきましては、別紙の配置図5ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、11ページの調査書 番号2をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。
議 長	議案第2号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号3について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号3を読みあげる)

事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図 6 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 2 ページの調査書 番号 3 をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 3 について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 3 に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 3 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号の番号 4 について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号 4 を読みあげる)</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図 7 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 2 ページの調査書 番号 4 をご覧ください。 以上 ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 4 について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 4 に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第 2 号の番号 4 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての、番号 1 について審議にはいります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 1 3 ページをお開きください。 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 4 条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 楠木及び三箇山にある申請者所有の 1 0 筆 9, 0 2 8 m²の農地は、高低差があり耕作の利便性が悪いため、盛土整地を行う農地改良の転用申請となっています。 改良のための一時転用期間は、許可後から平成 3 1 年 1 2 月末日までに完了を予定しており、その後の営農計画としては、蕎麦と山芋を作付けする計画です。</p>

	<p>尚、申請の筆のうち、申請者以外の方の持分がございますが、全ての方に改良への同意をいただいております。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する区域内にある農地であることから、農用地区域内の農地と判断します。</p> <p>農用地区域内の農地は、原則不許可であります。農地改良のための一時的な利用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼさないこと、さらに利用後に農地として耕作再開することから、農用地区域内の農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
7 番	<p>現時点では、それほど問題があるとは思いません。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>今のところ、何も原因のあるものはありませんので報告します。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありますか。</p>
3 番	<p>提出書類とかはわかりますけど、今日、現地確認をされたんですよね。それを見た限りのお話が何も問題はないんですか。</p>
議 長	<p>今のところ別はないと思いますが、3番は、例えば何を指摘されますか。</p>
3 番	<p>昨日現地を見に行きましたが、面積が9,000㎡あることが一番問題がある事と、県道から排水路までの高低差はどのくらいありますか。</p>
議 長	<p>10mぐらいだと思います。</p>
3 番	<p>その1kmぐらい上に櫛木地区の人家がありますよね。もし、豪雨災害があったと想定したなら土砂は谷底に流れていき、埋まってしまいますよね。そしたら水は、どこに流れていきますか。局長にお尋ねしますが、これを承認した場合、公的災害復旧になった場合、災害復旧を町がしないといけませんよね。承認しなければ、個人的な改良工事となれば、災害時には公的には認めない訳です。事務局はもう少し詳しく説明をしてもらわないと、図面が簡単すぎるので、しっかりとした図面を付けて頂きたいです。今の時代、災害が起こらないという保証はないですから、9,000㎡のところ盛土をして、雨が降ったら、みんな川底に流れていきますよ。川底が埋まったら、そこの上に櫛木地区の人家があり、その近くに山の水が流れていく水路があるので、そこが埋まれば床上浸水になりますよ。もしも、大雨が降ってそうなった場合、誰が補償するんですか。誰がこの土壌改良を認めたかという事になりますよ。農業委員が認めた、そして県が認めたという事になれば、公的な改良工事になるんですから、災害が起きた時には、災害復旧を県、町がしないといけなくなりますよ。県道から10m下ったところに川があるんですよ。今は少ししか流れていないですが、梅雨時の大雨時に1時間に70mm、80mm降るような雨が降った場合、どのくらいの水が流れると思いますか。想像を絶するような雨水が流れると思いますよ。そうゆう所に盛土をした、流れた、そうすると埋まってしまいますよね。埋まった水はひいていく所が無い為、人家の床上浸水、床上浸水になりますよ。そういう事を考えて許可するかしないか、そういう事を会長はわからないんですか。</p>

会 長	<p>全部見たところで、2段階に地上げをする計画で、溝は確保してあり、10m全部あげるのではなく、5m程あげます。たとえそのような大水がきても櫛木の人家が浸かることはないでしょう。3番が言うように、恐れがあるという事だけで、申請を止めたら地上げも何もできないです。</p>
3 番	<p>9月にパトロールで7番と12番の3人で見て回りました。とてもじゃない、産廃業者ですよ、申請人は。この前の豪雨災害の時の大木等を並べて、それをチップにし山積みにして農地をあらゆる事だったから事務局が注意して平らになった状態です。すぐ近くに嘉穂の方ですがわくわくランドという2haぐらいあるテーマパークを持っています。災害後には、流木は家の廃材の置場にしてあります。改良する目的は何かと、一般的な農家の方が地上げをしますという事であれば、問題なく許可しますよね。災害のおそれが無いから。しかし、申請地は、見ただけで大雨が降れば災害になる恐れがあるんだったら、承認はできません。</p>
事務局	<p>(再度、場所等の説明)</p>
議 長	<p>図面よりも、3番が言われたように来月、全員で見て、地元の方の意見を聞いてから再度審議するのがいいでしょう。採決をとります。保留に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は、全員賛成にて保留にいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、三牟田にお住まいですが、現在の住居では手狭であること及び、子の世帯と同居するために申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造平屋、建築面積110.96㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
1 2 番	<p>この申請地は前は譲受人が家を建ててあったんですが、税金の為に今は畑になっています。道路も狭いためにセットバックをして家を建てられるそうです。ブロックは4段で地上げは40cmぐらいだそうです。上下水道は道路に埋けてあるので、そちらに流されるそうです。以上です。</p>

議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	上下水道も完備してあるようですので、問題はありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)
議 長	議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(番号2を読みあげる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は農業に従事しておりますが、既存の農業用倉庫では手狭であるため、実家に隣接する農地に倉庫を建築する転用申請です。建物としましては、鉄骨造平屋建、建築面積83.91㎡の倉庫を建設する計画となっています。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、西側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される、周辺地域において居住する者の業務上必要な倉庫であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると思えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。
議 長	議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。
2 番	申請地の隣が実家になっています。南側は駐車場として貸してあります。排水なども、実家の方を利用して処理をするという事なので、問題はないと思います。
議 長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	問題ありません。
議 長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成)

議 長	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積95.85㎡の住宅を建設される計画となっています。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される、自己用住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
10番	<p>申請地の南側に道路が通っていますが、そこに、上下水道が通っています。雨水も上下水道が通っている方につながりますので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>問題はありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は申請地の南側、松延〇〇番地〇において重機アタッチメントのリース・販売業を行っておりますが、従業員の増員に伴い、従業員駐車場が不足している状況であります。 そのため、申請地に4台分の駐車場を整備する計画となっています。 尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東から南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。拡張に係る農地面積が既存施設の敷地の2分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えま</p>

	<p>す。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
11番	<p>畑なんです、槇の木と雑木と大きい木がそのまま育っているというような形です。川や溝は周りにはありません。雨水はそのまま流れて行っている形です。畑に戻すような土地ではないし、会社の従業員方の駐車場という事ですので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号5を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、申請地の田1270.82㎡を造成し、集合住宅2戸を建築し家賃収入を得る目的での転用申請となっております。</p> <p>建物としましては、木造2階建て、建築面積245.23㎡を1棟8戸と122.61㎡の1棟4戸となっております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>道沿いで申請地がある通りはアパートばかりできています。排水の面も全部確認して図面でも確認しています。排水管関係も道路からきていますので問題はないと思います。宜しくをお願いします。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>

議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第4号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号5は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求め。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 前田委員、矢野委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、27ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 井上会長、山田委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、28ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第5号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第5号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p> <p>○赤い羽根共同募金のお礼</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理の代理よりお願いします。</p>

会長代理	<p>これをもちまして、第8回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>17:10 終了</p>
------	--